

タブレット端末活用のルール



※おうちのひとと「タブレット端末活用のルール」を必ず一緒に確認しましょう。

みなさんが学習内容をよく理解できるようになり、また、今後万が一休校になっても学校や友達とつながり学習することができるようにするために、一人ひとりにタブレット端末を岐阜市が貸し出すことになりました。タブレット端末は上手に活用すれば力が身に付きませんが、使い方を間違えるとこわれたり、トラブルの原因となったり心配されることもたくさんあります。

そのため、岐阜市教育委員会において、「タブレット端末活用のルール」を定めました。全員がこのルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。（この「タブレット端末活用のルール」にある「タブレット端末」は、学校から貸し出したタブレット端末のことを表しています。）

1 タブレット端末を使う目的

□タブレット端末は、授業中や家庭での学習活動のために使うことが目的です。ゲームや学習に関係のない動画を見るなど、学習活動に関わること以外に使ってははいけません。

2 使用場所と時間

□学校と家以外では使用してはいけません。ただし、学習活動に必要な場合に限りに、学校と家以外の場所で使用してもよいです。その時は、失くしたり盗まれたりしないように十分に気をつけましょう。また、落としてこわさないようにもしましょう。

3 学校・家で使用する時

①学校での生活について

□学習以外では使用しません。

□タブレット端末で作成した資料やインターネットから取り込んだデータは、学習活動で先生が許可したものだけを保存します。

□タブレット端末で作成したデータ(写真や動画も含みます)は、先生から聞いたところに保存し、本体にデータをため込まないようにしましょう。

□教室を移動するときなど、タブレット端末を持ち出さない場合は、机の中にしまっておきましょう。(教室の保管庫にしまっておいてもよいです。)

□登下校中はカバンから出さないようにしましょう。

②家で使うときについて

□タブレット端末を使う時間を決めましょう。(〇〇小学校：午前7時から午後8時まで)

□家では先生や友達とのオンライン上でのやり取りはできません。(コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業や非常変災時における臨時休業など、不測の事態が生じた場合は除きます。)

□寝る時刻の30分前には、使用するのをやめるようにしましょう。

□使う時間は家の人とよく話し合い、長い時間使わず、休憩をしながら使います。30分に一度は遠くを見るなど、時々目を休ませましょう。

□学校の臨時休業等で、家庭学習で使うときには、学校の授業と同じ意識で、しっかりと勉強をする気持ちで使いましょう。

③個人情報について

□タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしてはいけません。

□他人のタブレット端末を勝手に操作してはいけません。

□保存してある他人のデータを操作してはいけません。

□許可なく音声、画像、動画、ソフトウェアをダウンロード、アップロードしたりすることは禁止します。

□自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス、写真など)は、インターネット上には絶対にあげません。

□SNSには、相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

□インターネットは正しく使えば学習を広めたり、生活を便利にしたりすることができますが、中には怪しいサイトや、個人情報を巧みに得ようとする悪徳なサイトもあります。学校はもち

ろん、家の人もインターネットを使うときの約束をきちんと決めましょう。もし、危険だと思われるサイトに入ってしまったときには、すぐに電源を落とし家の人と学校に知らせましょう。

④カメラでの撮影について

□カメラで人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときには、勝手に撮らず必ず許可を得るようにしましょう。

4 機器について

□丁寧に扱きましょう。(投げない、落とさない、ぶつけない、強く押さない)

□タブレット端末を持ったまま走ったり、画面を操作しながら歩いたりしません。

□カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしません。

□ストーブや日光の下など熱い所には置きません。湿気の多い所では使いません。

□磁石を近づけません。

□翌日の学校で活用できるように、バッテリーの残量に注意しながら、必要に応じて家に帰ったら充電をするようにしましょう。

□タブレット端末のホーム画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定は勝手に変えられません。

□タブレット端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元に戻らない、傷ついた、故障した、なくなったときには、学校に連絡をしましょう。

□使い方が悪く傷ついた、故障した場合、また、自分の不注意でなくなった場合は、学校で話し合った上、補償を求める場合があります。丁寧に扱うようにしましょう。

5 使用の制限について

□「タブレット端末活用のルール」が守れないときは、タブレット端末の使用を制限することがあります。

連絡先 岐阜市立 小学校 058-243-2175